

# 学校環境衛生検査表

## (水泳プール施設・設備)

学校長様

検査年月日	年 月 日 ( )	建設年	年	原水	<input type="checkbox"/> 1. 水道水 <input type="checkbox"/> 2. 地下水 <input type="checkbox"/> 3. 河川水 <input type="checkbox"/> 4. その他
プールの容積	m <sup>3</sup>	プールの材質	<input type="checkbox"/> 1. コンクリート <input type="checkbox"/> 2. ステンレス <input type="checkbox"/> 3. アルミ <input type="checkbox"/> 4. その他 ( )		
塩素消毒装置	薬液の補充状況				<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
	薬液の注入状況				<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
循環式ろ過装置	循環ろ過装置の標準仕様	<input type="checkbox"/> 1. 砂式 <input type="checkbox"/> 2. 珪藻土 <input type="checkbox"/> 3. カートリッジ <input type="checkbox"/> 4. その他			
	1日当たりの濾過能力				ターンオーバー1日
	1日当たりの平均運転時間				平均 時間
	採水栓の状況				<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
プール本体の衛生状態	プール、プールサイド及び通路は、清潔でプール水を汚染する原因はないか				<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
付属施設・設備及びその管理状況	排水口及び循環水の取り入れ口には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けてネジ・ボルト等で固定させる（蓋の重量のみによる固定は不可）とともに、吸い込み防止金具等を設置すること。				<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
	蓋等を固定する場合には、蓋等の欠損、変形、ボルト等の固定部品の欠落・変形等がないか確認すること。				<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
	足洗い、シャワー、腰洗い、洗眼・洗面、うがい等の施設・設備及び専用便等は、入泳人員に対し十分な能力を有し、故障等がなく、衛生的であること。				<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
	専用の薬品保有庫の出入口は入泳者等がみだりに立入りできないような構造であること。				<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
浄化設備及びその管理状況	ろ材の種類、ろ過装置の容量及びその運転時間が、プール容積及び利用者に比して十分であること				<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
	管理が常時確実にされていること				<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
消毒設備及びその管理状況	塩素剤の種類及び使用方法は安全で適切であるか				<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
	残留塩素が均一に維持されていること				<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
補給水	1日当たりの補給水の量				平均 m <sup>3</sup>
救命具等	救命具・救急薬品の整備状況				<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
考 察	<input type="checkbox"/> 1. プールの衛生的な管理・使用について、担当の教職員に対する事前の指導講習が徹底されていることが望ましい。 <input type="checkbox"/> 2. 水質を常に衛生的に保つことは特に重要で、プール使用前に遊離残留塩素の濃度を1.0mg/L以下の濃度に保つことが必要である。 <input type="checkbox"/> 3. 施設・設備は、日常確実に使用できる状況に保持し、特に塩素注入装置等の機械が、故障なく正常に機能するよう努めなければならない。 <input type="checkbox"/> 4. 記録の保存期間：検査の日から定期検査は5年間、日常点検は3年間				

検査担当学校薬剤師氏名：